

京都府地域の安心・安全サポート事業所シンボルマーク 使用取扱基準

使用目的

「京都府地域の安心・安全サポート事業所」（以下「サポート事業所」という。）として登録された事業所等は、登録後から、防犯・交通安全活動を行う際や自社の製品や広告等にシンボルマークを使用し、登録事業所であることを広報することができます。

使用申請

シンボルマークを使用する場合は、使用前に「京都府地域の安心・安全サポート事業所シンボルマーク使用届出書」（様式1）を京都府文化生活部安心・安全まちづくり推進課長（以下「課長」という。）に提出してください。

使用の承認

- (1) 次に該当する場合は、シンボルマークの使用を承認できません。
 - ①法令又は公序良俗に反する、又は反する恐れがあるとき。
 - ②京都府の品位を傷つけ、又は傷つける恐れがあるとき。
 - ③特定の個人、政党、宗教団体を支援しているような誤解を与える、又は与える恐れがあるとき。
 - ④その他、課長が不適切と判断したとき。
- (2) 使用申請に対する承認は、文書で行います。
- (3) シンボルマークの著作権は京都府に属します。ただし、シンボルマークが使用されたものに関する一切の責任は、シンボルマークの使用者にあるものとします。

使用上の遵守事項

シンボルマークを使用する場合は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければなりません。

- ①承認された内容にのみ使用すること。
- ②承認を受けた者は、これを譲渡し、又は転貸しないこと。
- ③定められた色、形状を正しく使用すること。
- ④登録の取消し又は抹消により、サポート事業所でなくなった場合は、直ちにシンボルマークの使用を取りやめること。

完成品の提出

承認に係る物品等の完成品を課長あて提出してください。ただし、完成品の提出が困難なものについては写真を提出してください。

承認の取り消し

- (1) 課長は、デザインの使用がこの基準又は承認内容に違反していると認められた場合は、当該承認を取り消すことができます。
- (2) 前項の承認の取り消しは文書で行います。
- (3) 承認を取り消された者は、承認取り消しの通知があった日以降、当該承認に係る物件の使用、配布、掲示はできません。